

○経済産業省令第 号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成二十五年 月 日

経済産業大臣 茂木 敏充

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第七号ニ中「総収入金額」の下に「（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第八十八条第一項第四号に掲げる営業外収益及び同項第六号に掲げる特別利益を除く。以下同じ。）」を加え、同号ト(1)中「以下」の下に「(8)を除き」を加え、同号ト(2)を次のように改める。

(2) 削除

第六条第一項第七号ト(8)中「役員」を「代表者」に改め、同項第八号ト(2)を次のように改める。

(2) 削除

第六条第二項第一号中「従業員」の下に「（経営承継受贈者又は経営承継相続人及びこれらの者と生計を一にする親族を除く。以下この項において「親族外従業員」という。）」を加え、同項第二号中「前号の常時使用する従業員」を「親族外従業員」に改め、同項第三号イ中「貸付け」の下に「（経営承継受贈者又は経営承継相続人に対するもの及び経営承継受贈者又は経営承継相続人の同族関係者に対するものを除く。）」を加え、同条第三項の表第六条第一項第八号イ、ロ、ホ、ヘ、ト(1)、(2)及び(4)から(6)まで、チ並びにリの項中「(2)及び(4)から(6)まで」を「(4)及び(6)」に改め、同表第六条第一項第八号ト(3)の項を次のように改める。

第六条第一項第八号ト(3)

当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であつたこと（当該代表者の役員であつたこと。

の被相続人が六十歳未満で

死亡した場合を除く。)。

第六条第三項の表第六条第一項第八号ト(5)の項を削る。

第九条第二項第三号中「贈与報告基準日（第十二条第一項の贈与報告基準日をいう。）又は臨時贈与報告基準日（同条第十一項の臨時贈与報告基準日をいう。）において、当該特別贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数が」を「贈与雇用判定期間（当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号において同じ。）の末日又は臨時贈与雇用判定期間（当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者又は経営承継贈与者の相続が開始した場合（経営承継贈与者の相続が開始した場合にあっては、当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに第十三条第二項に規定する申請書を経済産業大臣に提出し、かつ、同条第一項の確認を受けた場合を除く。）における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始の日の前日までの期間をいう。以下この号において同じ。）の末日において、当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間

内に存する当該特別贈与認定中小企業者の贈与報告基準日（第十二条第一項の贈与報告基準日をいう。以下この号において同じ。）におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）が、「に改め、同項第二十一号中「又は役員（代表者を除き、当該特別贈与認定中小企業者から給与の支給を受けた役員に限る。第四項において同じ。）」を削り、同条第三項第三号中「相続報告基準日（第十二条第三項の相続報告基準日をいう。）において、当該特別相続認定中小企業者の常時使用する従業員の数が」を「相続雇用判定期間（当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人の相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号において同じ。）の末日において、当該相続雇用判定期間内に存する当該特別相続認定中小企業者の相続報告基準日（第十二条第三項の相続報告基準日をいう。以下この号において同じ。）におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該相続雇用判定期間内に存する当該相続報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）が、「に改め、同条第四項中「若しくは役員」を削る。

第十条第一項及び第二項中「第十二条第十三項」を「第十二条第十四項」に改め、同条第四項中「効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数」の下に「に当該吸収合併がその効力を生ずる日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を、「成立の日の直前における常時使用する従業員の数」の下に「に当該新設合併設立会社の成立の日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を加え、同条第五項中「効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数」の下に「に当該吸収合併がその効力を生ずる日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を、「成立の日の直前における常時使用する従業員の数」の下に「に当該新設合併設立会社の成立

の日から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこれを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を加える。

第十一条第一項及び第二項中「次条第十三項」を「次条第十四項」に改め、同条第四項の表第九条第二項第三号の項を次のように改める。

第九条第二項第三号	常時使用する従業員の数の合計	当該特別贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計
当該認定に係る贈与の時に おける常時使用する従業員 の数	当該認定に係る贈与の時に おける株式交換 完全子会社等の常時使用する従業員の数に 当該特別贈与認定中小企業者の株式交換効 力発生日等の直前における常時使用する従 業員の数に当該株式交換効力発生日等から	当該認定に係る贈与の時に おける株式交換 完全子会社等の常時使用する従業員の数に 当該特別贈与認定中小企業者の株式交換効 力発生日等の直前における常時使用する従 業員の数に当該株式交換効力発生日等から

贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を加えた数

第十一条第四項の表第九条第一項第二十一号の項中「又は役員」を削り、同表第十二条第一項第三号、第二項第一号及び第三号から第五号まで、第五項第三号、第六項第一号及び第三号から第五号まで、第十一項第三号並びに第十二項第一号及び第三号から第五号まで」を「第十二項第一号、第三号及び第五号」に改め、同条第五項の表第九条第三項第三号の項及び第六条第三項の規定による読み替え後の第九条第三項第

三号の項を次のように改める。

第九条第三項第三号

常時使用する従業員の数の 合計	当該特別相続認定中小企業者及び株式交換 完全子会社等の常時使用する従業員の数の 合計
当該認定に係る相続の開始 の時における常時使用する 従業員の数	当該認定に係る相続の開始の時における株 式交換完全子会社等の常時使用する従業員 の数に当該特別相続認定中小企業者の株式 交換効力発生日等の直前における常時使用 する従業員の数に当該株式交換効力発生日 等から相続雇用判定期間の末日までの期間 内に存する相続報告基準日の数を乗じてこ れを相続雇用判定期間内に存する相続報告 基準日の数で除して計算した数（その数に

		第六条第三項の規定による読み替え後の第九条第三項第三号	
当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人の被相続人からの贈与の時における株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該特別相続認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこ	常時使用する従業員の数の合計	当該特別相続認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計	一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を加えた数
当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人の被相続人からの贈与の時における株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該特別相続認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこ	当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人の被相続人からの贈与の時における株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数に当該特別相続認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から相続雇用判定期間の末日までの期間内に存する相続報告基準日の数を乗じてこ	当該特別相続認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の常時使用する従業員の数の合計	一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を加えた数

れを相続雇用判定期間内に存する相続報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）をえた数

第十二条第五項中「第三号」の下に「及び第二十二号」を加え、同条第十一項中「四月」を「八月」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 臨時贈与雇用報告期間（当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に経営承継贈与者の相続が開始した場合における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始日の前日までの期間をいう。）の末日において、当該臨時贈与雇用報告期間内に存する当該特別贈与認定中小企業者の贈与報告基準日におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該臨時贈与雇用報告期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

第十二条第十二項第四号を次のように改める。

#### 四 削除

第十二条第十三項中「、第三項及び第十一項」を「及び第三項」に改め、「並びに」を削り、「前条第一項各号又は第二項各号に該当すること」の下に「、並びに第十一項の報告を受けた場合には第九条第二項各号（第二十二号を除く。）に該当しないこと」を加え、同項を同条第十四項とし、第十二項の次に次の二項を加える。

13 第十一項の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者であつて次条第一項の確認を受けようとするものは、前項の報告書を次条第二項の申請書と併せて経済産業大臣に提出しなければならない。

第十三条第一項第八号を次のように改める。

八 当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者が、当該特別贈与認定中小企業者等の代表者（代表権を制限されている者を除き、第九条第四項各号のいずれかに該当する者を含む。）であつて、当該相続の開始の時において、当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて当該特別贈与認定中小企業者等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該代表者が有する当該特別贈与認定中小企業者等の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有する当該株式

等に係る議決権の数も下回らない者である」と。

第十五条第四号中「であつて、その親族に特定後継者がいるもの」を削り、同条第六号中「特定代表者又は特定後継者の親族のうちの」を削る。

第十六条第一項第五号を次のように改める。

五 特定代表者及びその親族（当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。）の戸籍謄本等第十九条第二項中「第十一條第十三項」を「第十一條第十四項」に改める。

様式第七中

(*3) を発行している場合	氏名（会社名）	住所（会社所在地）
にはその保有者		

「(\*3) を発行している場合  
にはその保有者

」、「贈与の時

総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。） 円

の役員への就任の有無」や「贈与の時の代表者への就任の有無」は、「贈与の時における贈与者との続柄

」 や 「贈与の時における贈与者との関係（親族内・外）」 と略す、回収記載額のを回収記載額の  
又は、回収記載額のから回収記載額へもどる一歩の繰り下げ、回収記載額の次に次のよう  
に記入する。

5 「総収入金額（営業外収入及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成18年法務省令

第13号）第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。

(*3) を発行している場合	氏名（会社名）	住所（会社所在地）
にはその保有者		

「

(\*3) を発行している場合 氏名（会社名） 住所（会社所在地）  
にはその保有者 や 「相続の開始」  
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。） 円

始の直前における被相続人との続柄」 や 「相続の開始の直前における被相続人との関係（親族内・外）」

又は、回収記載額のを回収記載額二歩、回収記載額のから回収記載額のもどる一歩  
の繰り下げ、回収記載額のの次に次のよう記入する。

6 「総収入金額（営業外収入及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成18年法務省令

第13号）第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。

贈与報告基準期間（相 続報告基準期間）にお ける代表者の氏名	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
各贈与報告基準日（各 相続報告基準日）にお ける常時使用する従業 員の数及び常時使用す る従業員の数の5年平 均人数	1回目 2回目 3回目 4回目 5回目 5年平均人数	(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) $((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ))/5$ 人
贈与報告基準期間（相 続報告基準期間）	年 月 日から 年 月 日まで	

ト

「

統報告基準期間) における代表者の氏名	年 月 日から 年 月 日まで
---------------------	-----------------

(*3) を発行している場合にはその保有者	氏名 (会社名)	住所 (会社所在地)
経営承継贈与者の役員への就任(*4) の有無		有□ 無□
(*4) があつた場合における経営承継贈与者に対する給与の支払日		

場合には	氏名 (会社名)	住所 (会社所在地)
収益及び特別利益を除く。 )		円

〔(\*3) を発行している  
その保有者  
総収入金額 (営業外)

に改め、回様式記載要領へを回様式記載要領のルート、回

様式記載要領への次に次のものと加える。

要領のルート、回様式記載要領へを回様式記載要領のルート、回様式記載要領のを回様式記載要領へルート、回

第13号) 第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。

様式第11中記載要領5を同様式記載要領6とし、同様式記載要領4を同様式記載要領5とし、同様式記

「各贈与報告基準日（各相続報告基準日）における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の5年平均人数」については、過去の年次報告分も含めて各贈与報告基準日（各相続報告基準日）における常時使用する従業員の数を記載し、5回目の年次報告時には、常時使用する従業員数の5年平均人数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）も記載する。

(*3)を発行している場合 にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）
経営承継贈与者の役員への就任(*4)の有無		有□ 無□
(*4)があつた場合における経営承継贈与者に対する 給与の支払日		

(*3)を発行している場合	氏名(会社名)	住所(会社所在地)
にはその保有者		
総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)		円

記載要領9を同様式記載要領10とし、同様式記載要領8を同様式記載要領9とし、同様式記載要領7を同様式記載要領8とし、同様式記載要領6の次に次のように加える。

「総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。

様式第 15

臨時報告書

年　月　日

経済産業大臣名　　殿

郵便番号  
会社所在地  
会社名  
電話番号  
代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 11 項の規定により、下記の事項を報告します。

記

1 特別贈与認定中小企業者について

主たる事業内容	
贈与認定申請基準日(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)における資本金の額又は出資の総額	円
臨時贈与報告基準日における資本金の額又は出資の総額	円
贈与認定申請基準日(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減少した場合にはその理由	
贈与認定申請基準日(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)における準備金の額	円
臨時贈与報告基準日における準備金の額	円
贈与認定申請基準日(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減少した場合にはその理由	
認定年月日及び番号	年　月　日(　号)
臨時贈与報告基準日	年　月　日
認定に係る贈与の時の　　贈与の時	贈与の時の 100 分の 80 の数

常時使用する従業員の数	(a)人	(a)×80/100人		
		年月日	年月日	
臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日及び当該贈与報告基準日における常時使用する従業員の数並びに常時使用する従業員の数の平均	年月日 年月日 年月日 年月日 常時使用する従業員の数の平均	人 人 人 人 人	人 人 人 人 人	
臨時贈与報告基準期間における代表者の氏名	年月日から年月日まで 年月日から年月日まで 年月日から年月日まで	年月日から年月日まで 年月日から年月日まで 年月日から年月日まで	年月日から年月日まで 年月日から年月日まで 年月日から年月日まで	
臨時贈与報告基準事業年度（年月日から年月日まで）における特定資産等に係る明細表				
種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分(*2)を除く。)	(1)	(12)	円 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*2)	(2)	(13)	円 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの	(3)	(14)	円 円
不動産	現に自ら使用しているもの	(4)	(15)	円 円
	現に自ら使用していないものの	(5)	(16)	円 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの	(6)	(17)	円 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの	(7)	(18)	円 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴	事業の用に供することを目的として有するもの	(8)	(19)	円 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの	(9)	(20)	円 円

金属及び宝石				
	現金及び預貯金その他これらに類する資産		(10) 円	(21) 円
現金、預貯金等	経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者等（施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産		(11) 円	(22) 円
特定資産の帳簿価額の合計額	$(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11)$ 円	特定資産の運用収入の合計額	$(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22)$ 円	
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26) 円	
臨時贈与報告基準事業年度終了の日以前の5年間（贈与の日前の期間を除く。）に、経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者に対して支払われた剩余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剩余金の配当等 損金不算入となる給与	(27) (28)	円 円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	$(29)=((23)+(27)+(28)) / ((24)+(27)+(28))$ %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	$(30)=(25)/(26)$	%
会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無			有□ 無□	
(*3)を発行している場合に はその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）		
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）				円

## 2 経営承継受贈者について

臨時贈与報告基準日(*1)における総株主等議決権数	(a)	個
氏名		
住所		

臨時贈与報告基準日(*1)における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b)+(c) ((b)+(c))/(a)	個 %
臨時贈与報告基準日(*1)における保有議決権数及びその割合	(b) (b)/(a)	個 %
租税特別措置法第70条の7第1項の適用を受けている株式等に係る議決権数(*2)		個
(*2)のうち臨時贈与報告基準日(*1)までに譲渡した数		個
臨時贈与報告基準日(*1)における同族関係者	氏名(会社名)  	住所(会社所在地)  保有議決権数及びその割合  (c) (c)/(a)
		個 %

### 3 臨時贈与報告基準期間中における特別子会社について

区分	特定特別子会社に該当 / 非該当		
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額	円		
総株主等議決権数	(a)		
株主又は社員	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合 (b) (b)/(a)
			個 %

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 報告書の写し及び施行規則第12条第12項各号に掲げる書類を添付する。
- 4 報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいづれかの業務をしているときには、その旨を証する書類を添付する。
- 5 臨時贈与報告基準事業年度終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいづれかの業務をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。
- 6 報告者の経営承継受贈者が当該報告者の代表者でない場合（その代表権を制限されて

いる場合を含む。) 又は経営承継贈与者が当該報告者の代表者若しくは役員 (代表者を除き、当該報告者から給与 (債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。) の支給を受けた役員に限る。) となった場合であって、当該経営承継受贈者が施行規則第9条第4項各号のいずれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。

(記載要領)

- 1 報告者が株式交換等により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継した株式交換完全親会社等である場合にあっては、「臨時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数」については、特別贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数に株式交換完全子会社等 (承継前に特別贈与認定中小企業者だったものに限る。) の常時使用する従業員の数を加算した数を記載する。
- 2 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
- 3 「認定に係る贈与の時の常時使用する従業員の数」の贈与の時の100分の80の数は、その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数とする。
- 4 「臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日及び当該贈与報告基準日における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の平均」については、臨時贈与雇用判定期間 (認定に係る贈与税申告期限の翌日から経営承継贈与者の死亡の日の前日までの期間) 内に存する贈与報告基準日及び当該基準日における常時使用する従業員の数及びそれぞれの贈与報告基準日における常時使用する従業員の数を当該基準日の数で除して計算した数 (その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) を記載する。
- 5 「臨時贈与報告基準期間における代表者の氏名」については、臨時贈与報告基準期間内に代表者の就任又は退任があった場合には、すべての代表者の氏名をその就任又は退任のあった期間ごとに記載する。
- 6 「臨時贈与報告基準事業年度 (年月日から年月日まで) における特定資産等に係る明細表」については、臨時贈与報告基準事業年度に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 7 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により報告者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与 (債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。) の額を記載する。
- 8 「(\*3)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 9 「総収入金額 (営業外収益及び特別利益を除く。)」については、会社計算規則 (平成18年法務省令第13号) 第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に

掲げる特別利益を除いて記載する。

10 「臨時贈与報告基準日(\*1)における」については経営承継贈与者の相続の開始の直前における状況を、「臨時贈与報告基準日 (\*1)までに」については経営承継贈与者の相続の開始の直前までの状況を、それぞれ記載する。

11 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

12 「特別子会社」については、臨時贈与報告基準期間中において報告者に特別子会社がある場合に記載する。なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

第12条第13項」「第12条第14項」に該当。

(*3)を発行している場合	氏名(会社名)	住所(会社所在地)
にはその保有者	(*3)を発行している場合	
にはその保有者	氏名(会社名)	
総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)	住所(会社所在地)	
	円	

「経営承継贈与者との関係(親族内・外)」も含め、同様に記載する。

贈与者の相続の開始の直前における「経営承継贈与者との統柄」、「経営承継贈与者の相続の開始の直前に  
おける経営承継贈与者との関係(親族内・外)」も含め、同様に記載する。

6 「総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)」については、会社計算規則(平成18年法務省令  
第13号)第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。  
「統柄」、「関係(親族内・外)」も含める。

（東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部改正）

第一条 東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二十三年経済産業省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「又は第十三号」を「若しくは第十三号」に、「又は当該特定贈与認定中小企業者が」を「又は当該特定贈与認定中小企業者の贈与雇用判定期間（規則第九条第二項第三号の贈与雇用判定期間をいう。以下同じ。）の末日若しくは臨時贈与雇用判定期間（同号の臨時贈与雇用判定期間をいう。以下同じ。）の末日において、当該贈与雇用判定期間内若しくは当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の」に改め、「若しくは臨時贈与報告基準日（規則第十二条第十一項に規定する臨時贈与報告基準日をいう。以下同じ。）」を削り、「従業員の数が」を「従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）が、」に改め、「場合にあつては、」の下に「当該贈与雇用判定期間の末日又は当該臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該贈与雇用判

定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の」を加え、「又は当該臨時贈与報告基準日」を削り、「当該認定に係る贈与の時における」の下に「当該事業所の」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 前条第一項の確認（同項第三号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が平成二十三年三月十一日以後に規則第九条第二項第三号に規定する事実に該当することとなつた場合であつても、各売上事業年度（規則第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度のうち、平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）における売上割合（当該特定贈与認定中小企業者の震災直前事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該震災直前事業年度の月数で除して計算した金額に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額の割合をいう。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）の合計を贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日において当該各売上事業年度の数で除して計算した割合（以下この号において「売上

割合の平均値」という。) の次に掲げる場合の区分に応じた各雇用基準日(当該売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日(以下次号及び次項において「特定基準日」という。)の翌日から一年を経過する日をいう。以下この号及び次項において同じ。)における雇用割合(当該特定贈与認定中小企業者の法第十二条第一項の認定(規則第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。)に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該雇用基準日ににおける常時使用する従業員の数の割合をいう。以下次号及び次項において同じ。)の合計を贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用基準日において当該売上事業年度に係る雇用基準日の数で除して計算した割合が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該事実に該当しないものとみなす。

- イ 売上割合の平均値が百分の百以上の場合 百分の八十
- ロ 売上割合の平均値が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十
- ハ 売上割合の平均値が百分の七十未満の場合 零

第三条第一項に次の一号を加える。

四 前条第一項の確認（同項第三号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が平成二十三年三月十一日以後に規則第九条第二項第十二号又は第十三号に規定する事実に該当することとなつた場合であつても、売上割合の次に掲げる場合の区分に応じた雇用割合が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、特定基準日の直前の贈与報告基準日（当該特定基準日が平成二十三年三月十一日以後最初に到来する特定基準日である場合にあつては、平成二十三年三月十一日。次項において同じ。）の翌日から売上割合が東日本大震災の発生後最初に百分の百以上となつた売上事業年度にある特定基準日までの期間は、これらの事実に該当しないものとみなす。

- イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の八十
- ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十
- ハ 売上割合が百分の七十未満の場合 零

第三条第五項中「〔第九条第三項〕と」の下に「、「贈与雇用判定期間」とあるのは「相続雇用判定期間」と、「若しくは臨時贈与雇用判定期間（同号の臨時贈与雇用判定期間をいう。以下同じ。）の末日に

において」とあるのは「において」と、「若しくは当該臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」とを加え、「「若しくは臨時贈与報告基準日（規則第十二条第十一項に規定する臨時贈与報告基準日をいう。以下同じ。）における」とあるのは「における」とを「「又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」とに改め、「、「又は当該臨時贈与報告基準日における」とあるのは「における」とあるのは「における」とを削り、「「相続報告基準事業年度」と」の下に「、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日において」とあるのは「において」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日」とあるのは「の翌日」とを加え、同条第八項中「、同号ト(5)中「該当するときを除く」とあるのは「該当するとき、又は、当該被相続人が、代表者であつた時において、その同族関係者と合わせて当該中小企業者の株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、その有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかつたことがある者であるときを除く」と、「(3)(i)又は(ii)のいずれかに該当するとき。」とあるのは「(3)(ii)に該当するとき。」と「を削る。

第四条第一項の表前条第一項第二号の項中「従業員の数が」を「従業員の数の合計を当該贈与雇用判定

期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）が、「に改め、「贈与の時における」の下に「当該事業所の」を、「効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数」の下に「に当該吸収合併がその効力を生ずる日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を、「成立の日の直前における常時使用する従業員の数」の下に「に当該新設合併設立会社の成立の日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を加え、同表前条第一項第三号の項中「震災直前事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。次項において同じ。）における売上金額」を「震災直前事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に

当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該震災直前事業年度の月数で除して計算した金額」に改め、「吸收合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における売上金額」の下に「に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該吸收合併がその効力を生ずる日の属する事業年度における売上金額」の月数で除して計算した金額」を、「成立の日の属する事業年度の直前の事業年度における売上金額」の下に「に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該新設合併設立会社の成立の日の属する事業年度の直前の事業年度の月数で除して計算した金額」を加え、「売上事業年度（規則第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度のうち、平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除いたもの）」を「当該売上事業年度」に改め、「効力を生ずる日の直前における常時使用する従業員の数」の下に「に当該吸收合併がその効力を生ずる日から贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用基準日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を、「成立の日の直前における常時使用する従業員の数」の下に「に当該新設合併設立会社の成立の日から贈与雇用判定期間の末日又は臨

時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用基準日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数（その数に「未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数」）」を加え、同条第二項の表前条第一項第二号の項中「従業員の数が当該認定に係る贈与の時ににおける」を「従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に「未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数」）」が、当該認定に係る贈与の時ににおける当該事業所の」に、「合計数」を「合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に「未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数」）」に改め、「直前における常時使用する従業員の数」の下に「に当該株式交換効力発生日等から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に「未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数」）」を加え、同表前条第一項第三号の項中「。次項において同じ。」における売上金額」を「。以下この号及び次項において同じ。」における売上金額」を「。

額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該震災直前事業年度の月数で除して計算した金額」に改め、「株式交換効力発生日等の属する事業年度の直前の事業年度における売上金額」の下に「に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該株式交換効力発生日等の属する事業年度の直前の事業年度の月数で除して計算した金額」を加え、「売上事業年度（規則第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度のうち、平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）」を「当該売上事業年度」に、「雇用基準日（当該売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日（以下この号及び次項において「特定基準日」という。）の翌日から一年を経過する日をいう。次項において同じ。）」を「当該雇用基準日」に改め、「直前における常時使用する従業員の数」の下に「に当該株式交換効力発生日等から贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用基準日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を加え、同条第三項中「、「第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度」とあるのは「第十二条第三項第六号に規定する相続報告基準事業年度」と」を削る。

様式第5を次のように改める。

様式第5

売上割合及び雇用割合に係る報告書

年　月　日

経済産業大臣名　　殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

印

東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令第3条第2項（第5項の規定により読み替えられた第2項）の規定により、下記の事項を報告します。

記

1 特定贈与認定中小企業者（特定相続認定中小企業者）について

認定年月日及び番号	年　月　日（　　号）
特定基準日	年　月　日
事業年度の期間	月　日　から　月　日まで

2 売上割合

震災直前事業年度における売上金額 各売上事業年度における売上金額 及び売上割合	(1)		
	売上事業年度	売上金額	売上割合
1回目	(2)	円	(2)/(1) %
2回目	(3)	円	(3)/(1) %
3回目	(4)	円	(4)/(1) %
4回目	(5)	円	(5)/(1) %
5回目	(6)	円	(6)/(1) %
売上割合の平均値			%

### 3 雇用割合

贈与の時（相続の開始の時）における常時使用する従業員の数	(1) 人		
雇用基準日における常時使用する従業員の数及び雇用割合	雇用基準日	従業員の数	雇用割合
	1回目	(2) 人	(2)/(1) %
	2回目	(3) 人	(3)/(1) %
	3回目	(4) 人	(4)/(1) %
	4回目	(5) 人	(5)/(1) %
	5回目	(6) 人	(6)/(1) %
雇用割合の合計を雇用基準日の数で除して計算した割合	% %		
前回報告時における売上割合に応じた今回の雇用基準日に確保すべき雇用割合	%以上 %以上		
今回報告時における売上割合に応じた次回の雇用基準日に確保すべき雇用割合	%以上 %以上		
「2 売上割合」の「売上割合の平均値」に応じた最後の雇用基準日に確保すべき雇用割合	%以上 %以上		

#### (備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 省令第3条第2項各号に掲げる書類（同項の規定により提出すこととなるものに限る。）を添付する。
- 4 本報告は、贈与税（相続税）の申告期限から5年間、売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日（相続報告基準日）（＝特定基準日）の翌日から3月を経過する日までに報告する必要がある。ただし、「3 雇用割合」については、当該5年間のうち最後に訪れる特定基準日から1年を経過する日における雇用割合についても、当該1年を経過する日の翌日から3月を経過する日までに報告しなければならない。

#### (記載要領)

- 1 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。・
- 2 「1 特定贈与認定中小企業者（特定相続認定中小企業者）について」の「事業年度の期間」については、1年間に2期以上の事業年度を持つ場合には、同様の欄を追加して記載する。

- 3 「2 売上割合」の「各売上事業年度における売上金額及び売上割合」及び「3 雇用割合」の「雇用基準日における常時使用する従業員の数及び雇用割合」については、該当するものが無い場合は空欄とする。
- 4 「2 売上割合」の「震災直前事業年度」とは、平成 23 年 3 月 11 日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。
- 5 「2 売上割合」の「売上事業年度」とは、贈与税（相続税）の申告期限の翌日から 5 年を経過する日までに終了する各事業年度のうち、贈与報告基準日（相続報告基準日）が属する事業年度の直前の事業年度（1 年間に 2 期以上の事業年度を持つ場合は、当該贈与報告基準日（当該相続報告基準日）の属する年の前年の贈与報告基準日（相続報告基準日）の翌日の属する事業年度から当該贈与報告基準日（当該相続報告基準日）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度）であって、平成 23 年 3 月 11 日の属する事業年度以前の事業年度を除いた事業年度をいう。
- 6 「2 売上割合」の「売上事業年度における売上金額及び売上割合」については、1 年間に 2 期以上の事業年度を持つ場合であり、売上事業年度に該当する事業年度が複数存在する場合は、震災直前事業年度の期間に相当する事業年度の期間の売上金額を記載する。
- 7 「3 雇用割合」の「雇用基準日」とは、売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日（相続報告基準日）（＝特定基準日）の翌日から 1 年を経過する日のことをいう。「雇用基準日における常時使用する従業員の数及び雇用割合」については、本報告に係る「1 特定贈与認定中小企業者（特定相続認定中小企業者）について」の「雇用基準日」における常時使用する従業員の数及び同従業員の数の贈与の時における常時使用する従業員の数に対する割合を記載する。
- 8 「3 雇用割合」については、最初の雇用基準日が到来していない場合は空欄とする。
- 9 「3 雇用割合」の「贈与の時（相続の開始の時）における常時使用する従業員の数」については、法第 12 条第 1 項の認定書（施行規則第 6 条第 1 項第 7 号又は第 8 号の事由に係るものに限る。）に添付された認定申請書に記載されている数を記載する。
- 10 「2 売上割合」の「売上割合の平均値」は、贈与雇用判定期間若しくは臨時贈与雇用判定期間又は相続雇用判定期間の末日において計算し、「3 雇用割合」の「雇用割合の合計を雇用基準日の数で除して計算した割合」は、贈与雇用判定期間若しくは臨時贈与雇用判定期間又は相続雇用判定期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用基準日において各雇用基準日における雇用割合の平均として計算する。
- 11 「3 雇用割合」の「前回報告時における売上割合に応じた今回の雇用基準日に確保すべき雇用割合」については、以下の前回報告時の売上割合の区分に応じて記載する。
- |                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| 前回報告時の売上割合が 100%以上       | 確保すべき雇用割合は「80%以上」 |
| 前回報告時の売上割合が 70%以上 100%未満 | 確保すべき雇用割合は「40%以上」 |
| 前回報告時の売上割合が 70%未満        | 確保すべき雇用割合は「0%以上」  |

12 「3 雇用割合」の「今回報告時における売上割合に応じた次回の雇用基準日に確保すべき雇用割合」については、以下の今回報告時の売上割合の区分に応じて記載する。

今回報告時の売上割合が 100%以上 確保すべき雇用割合は「80%以上」

今回報告時の売上割合が 70%以上 100%未満 確保すべき雇用割合は「40%以上」

今回報告時の売上割合が 70%未満 確保すべき雇用割合は「0%以上」

13 「3 雇用割合」の「2 売上割合」の「売上割合の平均値」に応じた最後の雇用基準日に確保すべき雇用割合」は、贈与雇用判定期間若しくは臨時贈与雇用判定期間又は相続雇用判定期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用基準日において、以下の売上割合の平均値の区分に応じて記載する。

売上割合の平均値が 100%以上 確保すべき雇用割合は「80%以上」

売上割合の平均値が 70%以上 100%未満 確保すべき雇用割合は「40%以上」

売上割合の平均値が 70%未満 確保すべき雇用割合は「0%以上」

14 「3 雇用割合」の「前回報告時における売上割合（2(4)）に応じた今回の雇用基準日に確保すべき雇用割合」については、最初の報告時においては空欄とする。

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年経済産業省令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第六条第一項第七号又は第八号及び第七条第二項又は第三項」を「第六条第一項第八号ト(3)並びに第七条第二項第二号及び第三号並びに第三項第二号及び第三号」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第六条第三項の改正規定（同項の表第六条第一項第八号ト(5)の項を削る部分に限る。）及び第二条中東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令第三条第八項の改正規定

#### 公布の日

二 附則第五条第三項及び第五項 平成二十六年一月一日

(経過措置)

第一条 この省令の施行前に次の各号に掲げる事由があつた場合であつてこの省令の施行後に当該事由に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号。以下「法」という。）第十二条第一項の認定（当該各号に掲げる事由に係るものに限る。）の申請がされたときにおける同項の認定については、なお従前の例による。

一 贈与 この省令による改正前の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第六条第一項第七号の事由

二 相続 旧規則第六条第一項第八号の事由

2 この省令の施行前にされた法第十二条第一項の認定の申請であつてこの省令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものに係る同項の認定については、なお従前の例による。

3 この省令の施行前にされた法第十二条第一項の認定並びに第一項及び前項の規定によりなお従前の例によりされた認定（以下「旧認定」という。）に係る旧規則の規定の適用については、なお従前の例による

第三条 この省令の施行前にされた旧規則第十六条第一項の確認又は旧規則第十七条第一項若しくは第二項の変更の確認の申請であつてこの省令の施行の際確認をするかどうかの処分がされていないものに係るこれらの確認については、なお従前の例による。

第四条 この省令による改正前の東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（以下「旧震災省令」という。）第二条第一項の確認に係る旧震災省令の規定の適用については、なお従前の例による。

第五条 附則第二条の規定に関わらず、旧認定を受けた中小企業者（以下「旧法認定会社」という。）は、その者の選択により、この省令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第六条第一項第七号又は第八号に掲げる事由があつたことにより法第十二条第一項の認定を受けた中小企業者とみなして、新規則の規定の適用を受けることができる。

2 前条の規定に関わらず、前項の規定により新規則の規定の適用を受けることができるとされた中小企業者（以下「新法認定会社」という。）が旧震災省令第二条第一項の確認を受けている場合には、この省令

による改正後の東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（以下「新震災省令」という。）の規定の適用を受けることができる。

3 第一項及び前項の規定は、旧法認定会社が、平成二十七年一月一日以後最初に到来する新規則第十二条第一項又は第三項の規定に基づく報告の期限までに経済産業大臣に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出した場合に限り、適用する。

- 一 旧法認定会社の名称
- 二 当該旧法認定会社の主たる事業所の所在地
- 三 当該旧法認定会社の経営承継受贈者又は経営承継相続人の氏名
- 四 新規則の適用を希望する旨
- 五 当該旧法認定会社の経営承継受贈者又は経営承継相続人が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第八十六条第四項、第八項又は第十二項に規定する者である旨
- 4 前項に規定する書面の提出があつたときは、次に掲げる日のいずれか遅い日から新規則の規定の適用を受けているものとみなす。

一 当該旧法認定会社の經營承継受贈者又は經營承継相続人に係る新規則第八条第二項の贈与税申告期限の翌日又は同条第三項の相続税申告期限の翌日

二 平成二十七年一月一日

5 経済産業大臣は、第三項に規定する書面の提出があつたときは、当該旧法認定会社に対して新規則の規定を適用する旨を通知するものとする。

6 第三項に規定する書面が同項に規定する期限までに提出されなかつた場合においても、経済産業大臣が当該期限内に提出されなかつたことについて提出者の責めに帰することができないやむを得ない事情があると認める場合において、当該事情がやんだ後遅滞なく当該書面が提出されたときは、当該書面が当該期限内に提出されたものとみなす。

第六条 新法認定会社に対する新規則第九条第二項第三号又は第三項第三号の規定の適用については、同条第二項第三号中「贈与報告基準日（）」とあるのは「平成二十七年一月一日以後に到来する贈与報告基準日（）」と、同条第三項第三号中「相続報告基準日（）」とあるのは「平成二十七年一月一日以後に到来する相続報告基準日（）」とする。

第七条 新法認定会社に対する新震災省令第三条第一項第二号及び第三号の規定の適用については、同項第二号中「贈与報告基準日（）」とあるのは「平成二十七年一月一日以後に到来する贈与報告基準日（）」と、同項第三号中「平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。」とあるのは「平成二十七年一月一日以後最初に到来する贈与報告基準日の直前の贈与報告基準日が属する事業年度の直前の事業年度以後の事業年度をいう。」とする。

（権限の委任）

第八条 附則第五条第三項及び第五項の規定による経済産業大臣の権限は、当該旧法認定会社の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。